

情報誌 たかぎ

ホームページアドレス <http://www.vill.takagi.nagano.jp/> 電子メールアドレス info@vill.takagi.nagano.jp



9月9日(土)村内各地で教育フォーラムが開催されました。
阿島町地区ではメダカやホタルの住める水路づくりに取り組みました。

今月号の主な内容

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ■ 広報たかぎ | ■ 保育園だより ……………12 |
| ・高齢になっても安心できる地域…… 2 | ■ 学校だより |
| ・村民バス運行時間の変更…………… 4 | ・喬木第一小 学校じまん……………13 |
| ・国保と老人保健が変わります…………… 5 | ■ 交流センター便り ……………14 |
| ・村職員の給与などの公表…………… 8 | ■ ひなたぼっこ ……………15 |
| ■ 健康アップPPK | ■ オフトークたかぎ |
| ・果物取りすぎていませんか……………11 | ・10月の自主番組表……………16 |

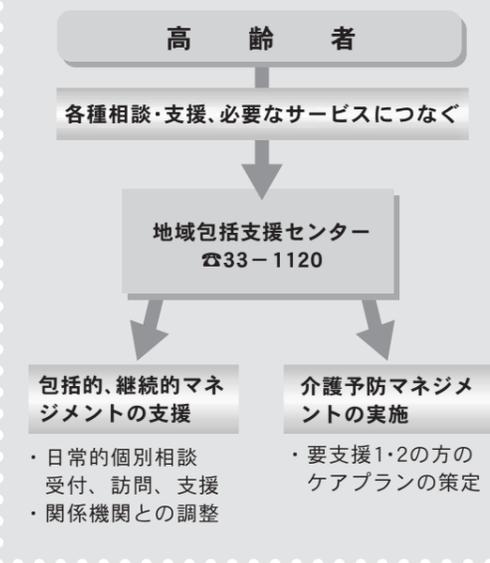
2006
10
October



村の人口	6,823人(-5)
男	3,305人(-1)
女	3,518人(-4)
世帯数	2,055戸(+3)
(平成18年9月1日現在)	

- 相談③ 近頃、記憶力や状況の判断力が低下し、物忘れが多くなってきた心配。
- ① 専門病院の受診
- ② 家族が安心できる支援としてやすらぎ支援員によるお話し訪問
- ③ やすらぎ支援員の方のボランティア「やすらぎ交流会 昼食会」毎月第3土曜日
- ④ 地区のミニデイ
- ⑤ 介護保険申請・小規模の家族的雰囲気デイサービス利用

喬木村の高齢者生活支援



困った時の村頼み 安心してご相談下さい

- 相談① 脳血管疾患になり、これから再発し重症になる事が不安だ。
- ①つくしんぼの会(脳血管疾患者・家族の会)で、再発を防ぐ学習会
- 相談② 最近、足腰が弱ってきた。悪化しないようにしたい。
- ①リハビリ相談…毎週木曜日 高松分院理学療法士による個人相談
- ②地区毎の体操学習会(要望地区から開催)
- ③いきいきクラブ 場所…憩いの家 月2回利用
- ④介護保険申請…デイケアなど早期利用
- 相談③ 近頃、記憶力や状況の判断力が低下し、物忘れが多くなってきた心配。
- ① 専門病院の受診
- ② 家族が安心できる支援としてやすらぎ支援員によるお話し訪問
- ③ やすらぎ支援員の方のボランティア「やすらぎ交流会 昼食会」毎月第3土曜日
- ④ 地区のミニデイ
- ⑤ 介護保険申請・小規模の家族的雰囲気デイサービス利用

- 相談④ 独り暮らしでだんだん体力も弱くなり、今後の生活が不安だ。
- ①生活支援ホームヘルパーの訪問
- ②緊急時の緊急通報サービスの利用
- 相談⑤ 病気で入院し退院をしたが、歩く事も出来なくなり身の回りのことも一人では出来なくなりました。
- ①介護保険申請…認定の調査訪問。介護支援専門員と在宅の生活が出来るよう計画を立て、介護保険のサービス利用を考えていく。
- 問題① 経済的にゆとりがなく、サービス利用があまり出来ない。
- ①福祉医療費の給付
- ②所得に応じた負担緩和
- ③高齢者にやさしい住宅改修
- ④タクシー券の交付
- ⑤暮らしの資金の貸付(社会福祉協議会)
- 「相談は」 お電話をいただいても、役場住民課包括支援係へおいでいただいても結構です。(33-1120)
- また、職員がご自宅へ訪問いたします。
- 困ったことや心配なことがありましたら、地区の民生委員さんに気軽に相談ください。

高齢になっても 安心して暮らせる 地域づくりをめざして



特養喬木荘で元気に暮らす皆さん

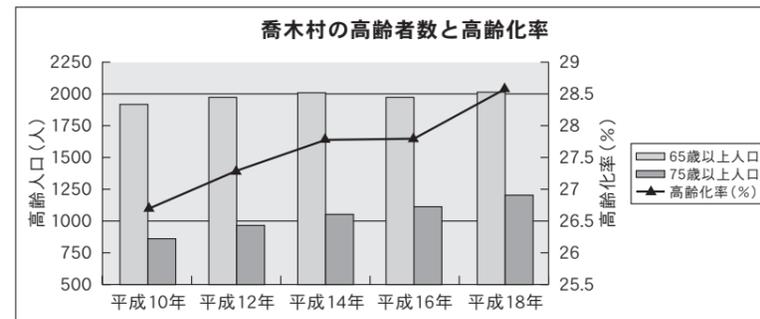
九月十八日は敬老の日です。高齢になっても安心して暮らせる地域づくりは、高齢者が増え続ける日本社会にとって大きな課題となっています。喬木村でも平成一三年に高齢者数(六五歳以上人口)が二千人を超え、人口に占める比率も三〇%に近づいており、確実に高齢社会を迎えた状況となっています。

喬木村全体の高齢化率は八月末時点で二八・八%ですが、地区別に集計するとかなり大きな違いがあることに気づきます。推計数値では、一六分館単位で高齢化率が最も低いのは阿島南地区の二・二%、続いて帰牛原の二・二・五%となっており、高い方では大島地区の五九・八

喬木村の地区別人口に占める高齢者数

地区名	地区人口	65歳以上人口	高齢化率(%)
阿島	北	833	25.0
	寺の前	138	35.5
	帰牛原	320	22.5
	郭	116	39.7
	町	638	27.1
	南	742	22.0
阿島全体	2,787	711	25.5
小川	馬場	416	31.7
	両平	162	34.6
	田上川	344	26.2
	上平	408	24.5
	小川全体	1,330	378
伊久間	1,135	279	24.6
富田	921	275	29.9
大和知	176	68	38.6
氏乗	226	84	37.2
大島	127	76	59.8
加々須	221	77	34.8
特養喬木荘・悠生寮	100	73	73.0
喬木村全体	7,023	2,021	28.8

平成18年8月末・住基台帳からの推計



ご長寿お祝い申し上げます

9月18日は敬老の日でした。喬木村の最高齢者は桃添の木下フサエさんで103歳になりました。今年度、88歳の米寿を迎えられる方々は27人、89歳以上となられる方は200人いらっしゃいます。村では敬老の日に、88歳(米寿)の方と99歳以上の方に、お祝いをお届けしました。長い間、社会や村のためにご尽力いただいたことに感謝するとともに、これからも健康で末永く暮らしていただきたいと思ひます。

長寿者

性別	順位	氏名	年齢	地区
男性	1	城下利明	97	五反田5
	2	原秋美	95	両平下1
	3	木下清信	95	富田7-2
	4	松澤清	94	田中3
	5	木下富夫	94	富田8-1
女性	1	木下フサエ	103	桃添下2
	2	原てふ	100	馬場7
	3	秦ケサヨ	99	伊久間13
	4	澤村千里	99	喬木荘
	5	木下登美子	98	富田4-2

遺族年金・障害年金からの 介護保険料特別徴収について

これまでの遺族年金及び障害年金の受給者の皆様には、個別に市町村の窓口で納付、銀行預金等の手続きを行っていただいておりますが、平成十八年十月から、遺族年金及び、障害年金についても、介護保険料を天引きすることになりました。(年額十八万円以上受給される見込等の要件を満たす方が対象です。)

これにより、被保険者の方にも介護保険料を納める手続きが簡素化されることとなります。なお、今までどおり、介護保険料の算定の際に遺族年金及び障害年金の受給額は、所得に含まれません。ご不明な点は

喬木村役場 住民課 福祉係
電話 3315123 まで



同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担額を超えた部分は、高額医療として支給されます。今回の改正で、下表のように自己負担額が一部引き上げられます。

① 高額医療費の自己負担限度額が変わります。

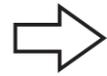
国保と老人保健が変わります！

平成18年10月1日から医療保険が改正され、医療費の自己負担などが変わります。

【70歳未満の人】

平成18年9月30日まで

一般	72,300円+加算額※1 [40,200円] ※2
上位所得者※3	139,800円+加算金 [77,700円]
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 [24,600円]



平成18年10月1日から

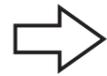
一般	80,100円+加算額 [44,400円]
上位所得者	150,000円+加算金 [83,400円]
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 [24,600円]

(※1) 加算金とは、総医療費から控除額を引いた額の1%の額。
(※2) []内の金額は多数該当(直近1年間に高額医療費が4回以上発生した場合の4回目以降)の場合の金額。
(※3) 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが670万円(10月以降は600万円)を超える世帯をいう。

【70歳以上の人】

平成18年9月まで

	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
一定以上(現役並み所得者)	40,200円	72,300円+加算金 [40,200円]
住民税非課税世帯	低所得I	8,000円 24,600円
	低所得II	8,000円 15,000円



平成18年10月から

	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
一定以上(現役並み所得者)	44,400円	80,100円+加算金 [44,400円]
住民税非課税世帯	低所得I	8,000円 24,600円
	低所得II	8,000円 15,000円

平成18年10月1日から	1児につき35万円
--------------	-----------

平成18年9月30日まで	1児につき30万円
--------------	-----------

③ 国保の出産育児一時金が三十万円から三十五万円に引き上げられます。

平成18年10月1日から	3割
--------------	----

平成18年9月30日まで	2割
--------------	----

② 現役並み所得のある七十歳以上の高齢者の自己負担割合が変わります。

平成18年10月1日から	1件につき5万円
--------------	----------

平成18年9月30日まで	1件につき3万円
--------------	----------

④ 葬祭費が三万円から五万円に引き上げられます。

地方自治法の一部改正によって、公の施設の管理制度が改められ、管理委託の対象が広く民間法人や民間団体にも認められることになりました。村では、デイサービスセンターの管理委託をしていた社会福祉協議会を指定管理者として指定し、八月の臨時議会において承認されました。管理運営内容は今まで通りに行われます。

指定管理者を
青木村社会福祉協議会に

8月から着任(AET) クレア・スネープ先生

AET(Assistant English Teacher)として今年七月まで勤務したジェイソン先生に代わり八月より喬木中学校を中心に勤務するクレア・スネープ先生が着任しました。クレア先生はイギリス・ニューキャッスル出身です。今年フンカスター大学を卒業したばかりで二十一歳になります。趣味はテニス・水泳・ゴルフとスポーツが得意だそうです。喬木村の印象について緑が豊かで山がきれいないい所ですと話してくれました。今後三年間お世話になります。よろしくお願いします。

運行開始から6ヶ月 より使いやすい村民バスへ 運行時間を改正

10月2日から喬木村民バスのダイヤ改正を行います。
・以前の飯田発14:00のバスは、喬木大島線が12:30発・氏乗線が12:00発に代わります。
・上りの最終便も交流センター発になります。
・午前中に交流センター(8:20)→大島・氏乗行き/午後大島・氏乗(14:30と16:35)→交流センター行きのバスが増えます。
※信南交通の「阿島循環線」「市田線」との乗り継ぎが、市田線の小川渡8:09のみしか出来ません。
平成19年4月の信南交通のダイヤ改正にて、乗り継ぎの改善を行う予定です。

喬木村役場 総務課 ☎33-5120

村民バス そよかぜ(氏乗線) 主要バス停のみ掲載 平成18年10月2日 改正

下り(氏乗発)	矢筈こんにやく	氏乗	大和知	第二小学校入口	第二小学校	富田辻	上平	運動公園	中央保育園	小川の湯	喬木村役場	交流センター	小川渡	伊久間	市立病院	鼎公民館前	飯田駅	
運動公園行き(主に中学生部活用)	1便	6:40	6:45	6:49	6:51	6:52		7:03										
交流センター行き(中央保育園経由)	3便	7:30	7:34	7:38	7:40	7:42	7:44	7:50	7:53	7:57	7:59	8:00						
飯田駅行き	5便	9:00	9:04	9:08	9:10		9:11	9:18			9:21	9:23	9:24	9:26	9:28	9:41	9:48	9:59
交流センター行き	7便	14:30	14:34	14:38	14:40		14:41	14:48			14:51	14:53	14:54					
交流センター行き	9便	16:40	16:44	16:48	16:50		16:51	16:58			17:01	17:03	17:04					
信南交通：市田線																		
													小川渡 8:09	(伊久間経由)			飯田駅 8:40	
上り(氏乗行き)	飯田駅	鼎公民館前	市立病院	伊久間	小川渡	交流センター	喬木村役場	中央保育園	運動公園	小川の湯	上平	富田辻	第二小学校	第二小学校入口	大和知	氏乗	矢筈こんにやく	
運動公園発	2便								7:05			7:11		7:12	7:15	7:19	7:23	
交流センター発	4便					8:20	8:22			8:25	8:28	8:34	8:35	8:37	8:40	8:43	8:48	
飯田発	6便	12:00	12:09	12:16	12:27	12:29	12:30	12:32		12:35	12:38	12:44	12:45	12:47	12:50	12:53	12:58	
交流センター発(中央保育園経由)	8便					16:00	16:01	16:02	16:06		16:09	16:16	16:17	16:20	16:23	16:26	16:32	
交流センター発(主に部活用) 10/16~2月末 10/2→13, 3月	10便					17:10		17:12	17:16		17:24		17:25	17:28	17:30	17:36		
交流センター行き						17:34		17:36	17:40		17:48		17:49	17:52	17:54	18:00		

下り(大島発)	大島	一ノ瀬橋	鼎牛原公民館	運動公園	北保育園	阿島信金前	北消防センター前	内山自動車板金前	交流センター	小川渡	伊久間	伊久間団地	中央保育園	交流センター	市立病院	鼎公民館前	飯田駅
運動公園行き(主に中学生部活用)	1便	6:40	6:50	7:00													
交流センター行き(中央保育園経由)	3便	7:30	7:40	7:46	7:50	7:54	7:55		7:56	7:57	8:04	8:02	8:00	8:06	8:09		
飯田駅行き	5便	9:00	9:10	9:16		9:20		9:24	9:27	9:29	9:31	9:32	9:35		9:47	9:54	10:05
交流センター行き	7便	14:30	14:40	14:46	14:50	14:54	14:55		14:56	14:57							
交流センター行き	9便	16:35	16:45	16:51	16:55	16:59	17:00		17:01	17:02							
信南交通：市田線																	
											小川渡 8:09	(伊久間経由)					飯田駅 8:40

上がり(大島行き)	飯田駅	鼎公民館前	市立病院	伊久間	小川渡	交流センター	中央保育園	喬木村役場	伊久間	内山自動車板金前	阿島信金前	北消防センター前	北保育園	運動公園	鼎牛原公民館	一ノ瀬橋	大島
運動公園発	2便													7:02		7:12	7:22
交流センター発	4便					8:20				8:21	8:22		8:23	8:29	8:33	8:40	8:50
飯田発	6便	12:30	12:39	12:46	12:57	13:00				13:01		13:04	13:06	13:12	13:15	13:22	13:35
交流センター発	8便					15:50	15:52	15:53	15:57	16:03	16:04		16:05	16:11	16:15	16:22	16:32
交流センター発(主に部活用) 10/16~2月末 10/2→13, 3月	10便					17:05		17:05	17:07	17:06	17:07		17:08	17:14		17:24	17:34
交流センター行き						17:31		17:32	17:33	17:32	17:33		17:34	17:40		17:50	18:00

秋の農作業安全運動月間 9月15日～10月14日 農作業事故多発 充分に注意して、作業をしましょう

収穫の時期を迎えるこの時期は、毎年農作業事故が多発し、多くの方が亡くなっています。事故は疲れが出て集中力が落ちてくる昼前や夕方集中して発生しています。また、死亡事故の七十五%は六十歳以上高齢者で、女性の事故も発生しています。無理な作業計画を立てずに、十分に休憩を取りながら作業を行い、事故を未然に防ぎましょう。

なお、もしもの時に備えて各種保険や共済に加入しておきましょう。

- こんな事故が増えています
- ①乗用型トラクターの下敷きとなったり、歩行型トラクターのバック時に、立木挟まれて死亡する事故が発生しています。
 - ②前方だけでなく左右、後方の安全確認を十分にしましょう。
 - ③バックの時には、細心の注意を払いましょう。
 - ④安全フレーム・キャブ、シートベルトを忘れず装着し

ましよう。

- ②夕暮れ時、夜間に追突される死亡事故が発生しています。
- ③これから日没時間が早くなるので、夕暮れ時には早めにライトを点灯しましょう。
- ④夜行反射材を装着しましょう。
- ⑤草刈り作業での大きなけがをする事故が発生しています。
- ⑥草などの詰まりを除去しようとするときは、必ずエンジンを切りましょう。
- ⑦作業をする前に、石、空き缶などを取り除きましょう。
- ⑧防護メガネ、ヘルメットなど保護具を身につけましょう。
- ⑨安全装置、安全カバーは取り外さないようにしてください。
- ⑩複数人で作業する場合など、周囲の安全確認を十分にしましょう。



秋の行政相談週間 10月16日(月)～22日(日) 『行政相談所』を開設します

村では毎月一回、「行政相談所」を開設します。

行政相談制度は、国、県、村が行っている仕事への要望や苦情、意見などを住民の皆さんからお寄せいただき、その解決や実現を図ることを目的としています。

又、行政・心配ごと相談では行政相談に併せ、心配ごと相談、中村弁護士による無料法律相談(年三回 次回十一月)も併せて実施します。

相談内容は、公害、福祉、年金、消費者保護、農地、道路、河川など、どんな苦情、要望でも結構です。

相談は無料で秘密は固く守られますので、どうぞお気軽に相談してください。

◎行政・心配ごと相談

- 一、日時 平成十八年十月五日(木) 午後七時～八時三十分
- 二、場所 喬木村老人福祉センター

村の行政相談委員は、
塩澤久一さん
(喬木村15139-1)
☎33-2417

◎行政相談委員は、総務庁長官の委嘱を受け、第三者的立場から公正な判断を行い、住民と行政のパイプ役として相談に応じ、その解決のためお手伝いをします。相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも構いません。行政相談所に都合により参加できない方は、村の行政相談委員にお気軽にご相談下さい。

◎登記・法律無料相談所

長野県司法書士会飯田支部では、春・秋の2回無料の登記・法律相談所を開催いたします。

- 一、日時 平成十八年十月二十一日(土) 午後一時～三時
 - 二、場所 喬木村老人福祉センター
 - 三、相談員 長野県司法書士会飯田支部の司法書士
- 不動産の登記や相続の問題、高齢者の財産管理等、貴重な財産やそれらに関連する権利の保全についてお悩みになっている方は、是非お気軽に相談にお出かけ下さい。

防災講演会のお知らせ
「わが家の備え、地域の備え」
—災害に対する準備は万全ですか?—

講師 **細川 顕司さん**
(財)市民防災研究所事務局長兼調査研究部長
川崎市総務局危機管理室防災企画専門員(非常勤)



大規模な災害では行政の能力(公助)が著しく低下し迅速かつ適切に機能することは難しいことが、兵庫県南部地震や新潟県中越地震でも明らかになりました。それらの災害で大きな機能を果たしたのが、自分自身(自助)、家族、自主防災組織の地域等での助け合い(共助)でした。

こうした災害での実例を調査し、住民の一人ひとりが、震災、火災等の災害から身を守るための研究と普及活動を行っている(財)市民防災研究所の細川さんを講師に、住民の方を対象とした防災講演会を開催します。(下伊那北部5町村の共同開催事業です。)

- 1 日時 平成18年10月12日(木) 午後7時～
- 2 開催場所 豊丘村保健センター大ホール (豊丘村大字神稲3120番地 (豊丘村役場敷地内))
- 3 参加申込 10月5日(木)までに、喬木村役場総務課生活安全係まで電話、FAX等によりお申し込みください。
- 4 問い合わせ先 喬木村役場総務課生活安全係 電話33-2001又はFAX33-3679

10月の結婚相談日

十月十四日 土曜日
午後七時三〇分～午後九時
喬木村老人福祉センター 第一会議室

※相談日に係わらず、随時左記にて結婚についてのご相談を受け付けておりますので、お気軽にお電話してください。

お問い合わせ
役場 住民課福祉係
担当：市瀬
電話：33-5123

平成18年度 喬木村総合文化祭のご案内

恒例の喬木村総合文化祭が開催されます。

作品展示、物品の販売、飲食物等の提供等の出店、芸能大会に加え、昨年から行っています「なんでも発表会」も開催します。

参加は、団体・個人を問いません。村内在住の方ならどなたでも参加できますので、盛大な文化祭になりますよう多くの皆さんのご参加をお願いします。お申し込みは、十月十三日までお願いします。

参加のお申し込み

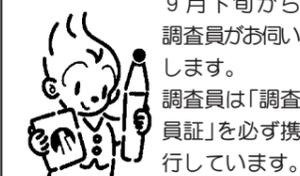
申込期限 平成十八年十月十三日(金)
申込先 作品展示 喬木村教育委員会 ☎33-2002

と き	平成18年11月10日(金)～12日(日) 午前9時から午後3時
と ころ	役場前広場、農協前広場、老人福祉センター、防災センター、棕鳩十記念館図書館、JAみなみ信州喬木支所、商工会館他
イ ベ ント	作品展示 10日(金)～12日(日) 物産展 11日(土)～12日(日) 午前9時～11時 総合表彰式 11日(土) 午後1時～午後3時 なんでも発表会 11日(土) 12日(日) 午前10時～午後3時 芸能大会 12日(日) 午前10時～午後3時

ふるさと振興室 (交流センター内) ☎33-3999
喬木村教育委員会 ☎33-2002
なんでも発表会 役場総務課 ☎33-5120

平成18年度 事業所・企業統計調査

調査員がお伺いいたします
これからのまちづくりにも活用するために、10月1日現在の事業所・企業について調査を行います。全国すべての事業所が対象です。どうぞご協力をお願いします。



総務省統計局 長野県

●職員給与のモデル（常勤の一般職 高等学校卒）

18.4.1 給料制度改革の完了後

単位：円

年齢	職名	扶養親族等	給料 (基本給)	管理職 手 当	扶養手当	住居手当	通勤手当	給与月額	期末勤勉手当	寒冷地手当	年 収
30	主任	なし	210,700	0	0	0	2,000	212,700	927,080	1,200	3,480,680
40	主査	妻・子2	292,400	0	25,000	0	4,100	321,500	1,425,888	79,000	5,362,888
50	課長 補佐	妻・子1 教育加算有り 自宅新築2年目	354,400	0	24,000	2,500	2,000	382,900	1,787,296	62,700	6,444,796
55	課長	妻 通勤2km未満	399,200	15,968	13,000	0	0	428,168	1,971,128	62,700	7,171,844

注 年収は、各種控除前の額であり、実際にはこの額から所得税や共済掛金(公務員の健康保険や年金にかかわる自己負担)を控除した額【**手取り**】が支給されます。

注 このモデルは設定年齢における標準的な勤続年数の職員モデルであり、すべての職員が設定年齢においてこのモデルの年収となっているわけではありません。

●部門別職員数の推移

喬木村定員適正化計画に基づく村の部門別職員の状況について公表します。尚、職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する派遣職員、臨時職員等非常勤職員を除いています。(教育長は含む)

各年度4月1日現在

区 分	職 員 数			対前年比		
	平16	平17	平18	平16	平17	平18
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	2		
	総 務	11	10	10	1	△ 1
	税 務	4	4	4	△ 1	
	農 水	6	6	6		
	土 木	2	3	3		1
	小 計	25	25	25		
	民 生	21	20	18	△ 1	△ 1
特別行政部門	衛 生	7	6	4	△ 1	△ 2
	小 計	28	26	22	△ 2	△ 4
公営企業等	教 育	6	6	6		
	小 計	6	6	6		
水道	水 道	2	2	2		
	下水道	1	1	1		
	その他	25	24	4	△ 1	△ 1
合 計	28	27	7	△ 1	△ 1	△ 20
合 計	87	84	60	△ 1	△ 3	△ 24

・公営企業：その他 H18特養喬木荘運営移管のため△21

●職員の研修

研修名	内容及び回数
時間外職員研修	庁内及び庁外講師による定期研修 全職員対象 11回
市町村職員研修センター研修受講	一般、中堅、部課長、部門別 6回 8名

業務研修を除く

●職員の福利厚生

区 分	団 体 等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福 利 厚 生	長野県市町村職員互助会 喬木村職員互助会

●職員の利益の保護

・公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。
勤務条件に関する措置要求 平成17年度 なし 不利益処分に関する不服の申立ての状況 平成17年度 なし

給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる

懲戒その他その意に反すると不利益な処分を受けた場合に公平委員会に対して不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

●職員の勤務時間その他勤務条件

職員の勤務時間と休日 H18.7.1改正

1週間の勤務 時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00	土・日曜日

年次有給休暇の状況 17年1月1日～12月31日

総付与日数	総使用日数	全期間 在職職員数	1人当たり 平均使用日数
3,320	476.0	83	6.0

特別養護老人ホーム喬木荘含む

休暇など

休暇の種類	説 明
年次有給休暇 (有給)	年20日間、繰り越しは最大で20日間
特別休暇 (有給)	選挙権の行使、結婚、出産、子の看護など特別な理由で勤務しないことが相当と認められる期間
療養休暇 (有給)	負傷または病気で、勤務しないことが認められる期間
介護休暇 (無給)	父母、子、配偶者の父母などが負傷、病気のときや高齢で日常生活に支障がある人を介護するとき、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇 (無給)	職員団体の業務に従事するため、勤務しないことが相当であると認められる期間

●職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務効率の維持を目的に職員を処分するもので、制裁的意味はありません。懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序を維持する制裁的処分です。

区 分	種 類	内 容	該 当 者
分限処分	降任 免職	・勤務成績がよくないとき ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があったり、これに耐えられないとき ・その他、その職に必要な適格性を欠くとき ・廃業または過員を生じたとき	なし
	免職	・心身の故障のため、長期の入院が必要なとき ・刑事事件で起訴されたとき	
懲戒処分	戒告 減給 停職 免職	・地方公務員法のほか、これに基づく条例、規則、規程に違反したとき ・職務上の義務に違反したり、職務を怠ったとき ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行があったとき	なし

村職員の給与などを公表します

村では、村職員の給与等について、村民の皆さんによりいっそう理解していただくため状況を公表します。

●職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費			1人当たり給与費 (B/A)
		給 与	職員手当	計 (B)	
18年度	54	213,570千円	109,615千円	323,185千円	5,984千円

(注) 1. 職員手当は扶養手当、通勤手当、時間外手当等。退職手当は含まれていません。 ※職員数は、一般会計正規職員及び教育長
(注) 2. 給与費は当初予算に計上された額です。

●職員の経験年数別、学歴別平均給与月額状況 (H18.4.1現在) (百円)

区 分	学 歴	経 験 年 数			
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一 般 行政職	大学卒	2,445	2,847	3,333	3,915
	高校卒	1,868	2,340	2,601	-

(注) 経験年数とは、卒業直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいうものです。

●職員の初任給の状況 (H18.4.1現在) (円)

区 分	学 歴	種 別	喬 木 村	長 野 県	国
一 般 行政職	大学卒	試 験	170,200	170,200	170,200
	高校卒	試 験	138,400	138,400	138,400

●一般行政職の級別職員数の状況 (H18.4.1現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
標準的な 職務内容	主 事 技 師	主 任	係 長 係 画 員 主 査	課 長 課 長 補 佐 主 幹	村長が 定める課長	村長が定める 複雑且つ困難 な課長	
職 員 数	2	2	15	13	3	2	37
構 成 比	5.4%	5.4%	40.5%	35.1%	8.1%	5.4%	

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

●職員手当の状況 (H17年度支給割合)

区 分	喬 木 村		長 野 県		国			
期末手当	6月期	1.40	職制上の段階、職務の級等による 加算措置	6月期	1.40	職制上の段階、職務の級等による 加算措置	6月期	1.40
	12月期	1.60		12月期	1.60		12月期	1.60
計	3.00	計		3.00	計		3.00	
勤勉手当	6月期	0.725	有 り	6月期	0.725	有 り	6月期	0.71
	12月期	0.725		12月期	0.725		12月期	0.71
計	1.45		計	1.45	計	1.42		
退職手当	支給率 勤続20年 勤続25年 勤続35年		自己都合 21.00月分 33.75月分 47.50月分	勤奨・定年 27.30月分 42.12月分 59.28月分				
	その他の措置 特例給料月額制度 退職前の特別昇給 特別の勤奨退職者2号俸			その他の措置 特例給料月額制度 退職前の特別昇給 原則1号俸				

●特別職の報酬等の状況

区 分	給与、報酬月額	期末手当
特 別 職	(18.4.1～) (円)	(H17年度支給割合)
	村 長	6月期 1.60
	助 役	12月期 1.70
		3月期 - 計 3.30
議 員	(18.4.1～) (円)	(H17年度支給割合)
	議 長	6月期 1.60
	副議長	12月期 1.70
	議 員	3月期 - 計 3.30

●職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (H17.4.1現在)

区 分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
喬 木 村	338,700	43.10
長 野 県	346,800	44.01
国	329,728	40.03

(注) 国の平均給料月額は事務職、現業職の平均値のため県の値とは算定基礎が異なります。